調整池の管理に関する協定書

　八千代市事業管理者を甲とし，　　　　　　　　　　　を乙として，乙が管理する雨水調整池の管理に関して次の条項により協定を締結する。

　乙は，善良なる管理者の注意をもって，調整池の維持管理に関する一切の業

　　　　務（以下「管理業務」という。）を行わなければならない。

　２　乙は，管理業務について実施計画書を作成し，管理責任者を選任して，調整池管

　　理実施計画書を甲に届けなければならない。

　３　甲は，乙の行う管理業務について助言・指導を行うものとする。

　４　調整池の管理の瑕疵により第三者に損害が生じたときは，すべて乙が賠償の責を

　　負うものとする。

　乙は，調整池の管理業務のうち次に掲げる事項については，特段の注意を払

　　　　わなければならない。

　　（１）調整池におけるオリフィス及びポンプ等の点検並びに清掃を行い，常に調整池

　　　　の機能維持に努めること。

　　（２）施設の維持補修に努め，調整池内外の危険防止措置について十分配慮すること。　　（３）堆積土砂の除去・除草・清掃等を適宜実施し，常に良好な衛生状態に保つこと。　２　乙は，次に掲げるとおり調整池を点検するものとする。

　　（１）点検は調整池の機能保全が図れるよう適切な頻度で実施するものとし，年１回

以上行うものとする。

　　（２）梅雨期及び台風期等，今後大雨や洪水が予想される場合及び降雨後は，その都度必要に応じて点検を行い，機能保全を図るものとする。

３　乙は，点検の結果，施設の損傷若しくは機能の低下等を発見した場合は，その原因を解明し，速やかに必要となる補修及び改良，清掃等を行うものとする。

　４　甲は，調整池の機能低下等を発見した場合は，乙に指摘するものとする。この場合において，乙は指摘を受けた事項については，速やかに対処するものとする。

　５　調整池に関して，異常若しくは事故又は災害が発生したときには，乙は直ちに応

　　急処置を行うものとする。

　（構造の変更の制限）

　乙は，調整池の機能を損なうような構造の変更や，構造物の設置等を行って

　　　　はならない。

　２　調整機能を損なわない範囲での改造・工作物の設置・調整池敷地の利用等を行う

　　場合はあらかじめ甲と協議し，その承認を得るものとする。

　管理業務に関する経費は，すべて乙の負担とする。

　乙は，調整池の用地を第三者に譲渡する場合又は，調整池の管理者を乙以外の者

とする場合（以下「第三者への譲渡等」という。）には，本協定の内容を譲受人又は，

新たな管理者に継承させなければならない。

　２　第三者への譲渡等を行った場合，本協定書の乙を譲受人又は，新たな管理者に読み

替えるものとし，その後，第三者への譲渡等を行った場合においても，前項及び本項

に準ずるものとする。

　３　前２項の場合，甲へ届け出るものとする。

　（看板の設置）

　乙は，調整池の見やすい箇所に注意事項・調整池の管理者・責任者及び連絡

　　　　先を明示した看板を設置しておかなければならない。

　この協定に定めのない事項又は，この協定について疑義が生じたときは，甲

　　　　乙協議により定めるものとする。

　この協定の締結を証するため本書２通を作成し，各自記名押印のうえ各１通を保有す

るものとする。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　甲　　　　八千代市大和田新田３１２番地５

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　八千代市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　八千代市事業管理者

　　　　　　　　　　　　　　乙